

附 則

(施行期日)

1 この規則は、道路交通法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十号。以下「改正法」という。）

）の施行の日（平成二十九年三月十二日。以下「改正法施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 次の各号のいずれかに該当する者に対する改正後の指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則（以下「新規則」という。）第一条第二項第一号及び第二号並びに同条第四項第一号、第二条第一号及び第二号、第三条第一項第一号、同条第二項第一号及び第二号、同条第三項第一号及び第二号、同条第四項第一号及び第二号、同条第五項第一号、同条第六項第一号並びに同条第八項第一号及び第二号並びに第四条第一項第一号及び第七号並びに同条第二項の規定の適用については、新規則第一条第二項第一号中「準中型免許」とあるのは「準中型免許（道路交通法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十号）附則第二条第二号に定める準中型免許（以下「限定準中型免許」という。）を除く。）」と、同項第二号中「準中型免許」とあるのは「準中型免許（限定準中型免許を除く。）」と、同条第四項第一号中「現に

「とあるのは「現に限定準中型免許、」と、第二条第一号及び第二号、第三条第一項第一号、同条第二項第一号及び第二号、同条第三項第一号及び第二号、同条第四項第一号及び第二号、同条第五項第一号、同条第六項第一号並びに同条第八項第一号及び第二号並びに第四条第一項第一号中「、準中型免許」とあるのは「、準中型免許（限定準中型免許を除く。）」と、同号中「普通免許」とあるのは「限定準中型免許若しくは普通免許」と、同項第七号及び同条第二項の表中「準中型免許」とあるのは「準中型免許（限定準中型免許を除く。）」とする。

一 改正法附則第二条の規定により準中型自動車免許とみなされる改正法による改正前の道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第八十四条第三項の普通自動車免許を受けている者

二 改正法附則第五条の規定により準中型自動車免許に係る運転免許試験に合格した者とみなされて準中型自動車免許を受けている者

3 改正法施行日において現に次の各号に掲げる基本操作及び基本走行を修了している者は、それぞれ当該各号に定める基本操作及び基本走行を修了した者とみなす。

一 改正前の指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則（以下「旧規則」という。）第一条第

一項第一号の中型自動車免許に係る基本操作及び基本走行 新規則第一条第一項第一号の中型自動車免許に係る基本操作及び基本走行

二 旧規則第一条第一項第三号の普通自動車免許に係る基本操作及び基本走行 新規則第一条第一項第五号の普通自動車免許に係る基本操作及び基本走行

三 旧規則第一条第一項第七号の中型自動車第二種免許に係る基本操作及び基本走行 新規則第一条第一項第九号の中型自動車第二種免許に係る基本操作及び基本走行

四 旧規則第一条第一項第七号の普通自動車第二種免許に係る基本操作及び基本走行 新規則第一条第一項第九号の普通自動車第二種免許に係る基本操作及び基本走行

4 改正法施行日において現に次の各号に掲げる応用走行を修了している者は、それぞれ当該各号に定める応用走行を修了した者とみなす。

一 旧規則第一条第一項第二号の中型自動車免許に係る応用走行 新規則第一条第一項第二号の中型自動車免許に係る応用走行

二 旧規則第一条第一項第四号の普通自動車免許に係る応用走行 新規則第一条第一項第六号の普通自動車

車免許に係る応用走行

三 旧規則第一条第一項第八号の中型自動車第二種免許に係る応用走行 新規則第一条第一項第十号の中型自動車第二種免許に係る応用走行

四 旧規則第一条第一項第八号の普通自動車第二種免許に係る応用走行 新規則第一条第一項第十号の普通自動車第二種免許に係る応用走行

5 改正法施行日において現に次の各号に掲げる学科(一)を修了している者は、それぞれ当該各号に定める学科(一)を修了した者とみなす。

一 旧規則第一条第三項第一号の中型自動車免許に係る学科(一) 新規則第一条第三項第一号の中型自動車

免許に係る学科(一)

二 旧規則第一条第三項第一号の普通自動車免許に係る学科(一) 新規則第一条第三項第一号の普通自動車

免許に係る学科(一)

三 旧規則第一条第三項第五号の中型自動車第二種免許に係る学科(一) 新規則第一条第三項第五号の中型

自動車第二種免許に係る学科(一)

- 四 旧規則第一条第三項第五号の普通自動車第二種免許に係る学科(一) 新規則第一条第三項第五号の普通自動車第二種免許に係る学科(一)
- 6 改正法施行日において現に次の各号に掲げる学科(二)を修了している者は、それぞれ当該各号に定める学科(二)を修了した者とみなす。
 - 一 旧規則第一条第三項第二号の中型自動車免許に係る学科(二) 新規則第一条第三項第二号の中型自動車免許に係る学科(二)
 - 二 旧規則第一条第三項第二号の普通自動車免許に係る学科(二) 新規則第一条第三項第二号の普通自動車免許に係る学科(二)
 - 三 旧規則第一条第三項第六号の中型自動車第二種免許に係る学科(二) 新規則第一条第三項第六号の中型自動車第二種免許に係る学科(二)
 - 四 旧規則第一条第三項第六号の普通自動車第二種免許に係る学科(二) 新規則第一条第三項第六号の普通自動車第二種免許に係る学科(二)